

高齢者社会と財産管理・成年後見制度

司法書士 中川和恵

《プロフィール》

- 昭和50年 3月 関西学院大学社会学部卒業
4月 朝日海外旅行(株) に勤務
- 平成10年12月 司法書士試験合格
京都市の司法書士事務所（松藤合同事務所）にて
実務に携わる。
- 平成12年 3月 社団法人成年後見センター・リーガルサポート会員
平成14年 2月 高槻市に司法書士中川和恵事務所を開設

高齢化社会と財産管理・成年後見制度（1）

～ 老後は、自らの意思と判断で ～

1 はじめに

「老いる」・・・全ての人、避けて通ることはできないことであり、人生最後の日まで、健康で、意識明瞭でいることは、誰もが、心から願うことでしょう。現在、ご活躍の経営者の皆様方には、遠い将来のことであり、他人ごとのように思われるかもしれませんが、しかし「老い」は、全ての人に等しく訪れることであり、健康である今このときこそ、的確な判断をもって自らの老いを考えることができるのではないのでしょうか。

不本意にも、判断能力が低下し、自ら財産管理をすることができなくなったらどうしましょう。子供たちは外国に住んでいる、親戚とは疎遠になっている、親しい人はいるが、財産までは知られたくない等。自らの意思が少しでも多く反映できるようにしたい、財産管理をしてくれる人を決めておきたい、人生の終末期を誰かに頼みたい。このような願いをかなえるとされる制度である任意後見制度と法定後見制度について、できること、できないこととお話ししたいと思います。

今回は其々の概要と法定後見制度について、次回に任意後見制度について述べることにします。

2 法定後見制度と任意後見制度（概要）

成年後見制度とは、精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）により判断能力が不十分な方が、法律行為について意思決定をするにあたり、その判断能力を補うための制度です。これには法定後見制度と任意後見制度があります。

（1）法定後見制度

本人、家族等の申し立てにより、家庭裁判所が後見人を選任するのが、法

定後見制度です。従来の禁治産・準禁治産の制度を、判断能力及び保護の必要性に応じて、補助、保佐、後見の制度に改めたものです。

この制度を利用するときには、すでに自己の判断能力が一部あるいは全くないといった状況にあるときです。この制度を利用することによって、判断能力のない人が行なった法律行為（悪徳商法などの契約）について、取消権等により保護することができます。

（２）任意後見制度

わが国で初めての任意後見制度で、平成12年4月1日施行されました。任意後見制度とは、元気なうちに、つまり判断能力が十分あるうちに、判断能力が不十分になった場合における自己の身上監護及び財産管理の全部または一部を、自分で選任した後見人（任意後見人）に委託し、公正証書をもって委任契約を締結するものです。家庭裁判所が、任意後見監督人を選任したときから、任意後見契約の効力が生じます。

3 法定後見制度

判断能力の不足の程度により、後見、保佐、補助があります。

（１）後見

対象者は、判断能力が欠けているのが通常の状態の人。

援助する人を、成年後見人と呼びます。成年後見人が、被成年後見人（後見を受ける人）に関する全ての財産行為を行ない、被成年後見人がした法律行為を取り消すことができます。但し、日用品の購入など日常生活に関する行為は、取り消すことはできません。

（後見開始事例）

アルツハイマー病の男性。

5年程前から物忘れがひどくなり、勤務先の直属の部下を見ても誰かわからなくなるなど、次第に社会生活を送ることができなくなりました。日常生活においても、家族の判別が付かなくなり、その症状は重くなる一方で回復の見込みはなく、2年前から入院しています。相続放棄申し立てのため、後見開始の審判を申し立てました。（最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から）

(2) 保佐

対象者は、判断能力が著しく不十分な人。

援助する人を、保佐人と呼び、被保佐人が民法13条1項で定められている所定の法律行為（お金を借りる、保証人となる、不動産を売買する等）をするについては、保佐人の同意が必要であり、同意を得ないでしたその行為は、取り消すことができます。

(保佐開始事例)

中程度の認知症の女性。

1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買い物の際、1万円札を出したか5千円札を出したか、わからなくなることが多くなり、日常生活に支障が出てきたため長男と同居することになりました。本人自宅を売却するため、保佐開始審判の申し立てをしました。(最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から)

(3) 補助

対象者は、判断能力が不十分な人。

援助する人を補助人と呼び、特定の法律行為（民法13条1項で定められている法律行為の一部）を申し立て、家庭裁判所の審判で定められた範囲内の法律行為を被補助人がするについて、補助人の同意が必要であり、同意を得ないでした行為は、取り消すことができます。

(補助開始事例)

軽度の認知症の女性。

米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになり、また、長男が日中仕事で留守の間に、訪問販売人から必要のない高額の呉服を何枚も購入してしまいました。10万円以上の商品を購入することについての、同意権付与の審判の申し立てを行いました。(最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から)

4 成年後見制度の利用状況

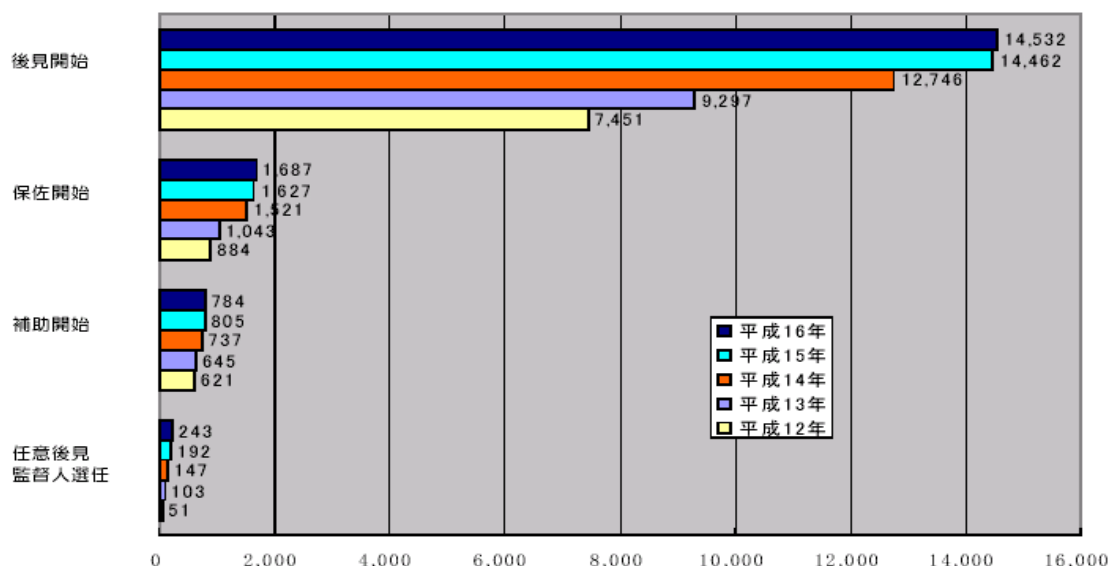
平成12年4月1日に改正成年後見制度が導入されましたが、以下の資料は、5年目である平成16年4月から平成17年3月までの、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）を取りまとめた最高裁判所の「成年後見関係事件の概況～平成16年4月から平成17年3月～」からとりあげたものです。

(1) 申立件数について

成年後見関係事件の申立件数は、1年目以降増加し続けているが、5年目は、増加率が鈍化した。5年目の後見開始の審判の申し立て件数は、1年目の約2.0倍、保佐開始の審判の申し立て件数については約1.9倍となっている。

任意後見監督人選任の審判の申立件数は、5年目は、1年目の約4.8倍となっている。これは、任意後見契約の締結件数が増加する傾向にあること、任意後見制度では、契約の締結からある程度の期間が経過した後に任意後見監督人選任の審判の申立てがされることが通常であることによるものと考えられる。なお、平成16年4月から平成17年3月までの任意後見契約締結の登記は合計3,805件であり、1年目以降5年目までの登記件数累計は10,034件である。

(資料1) 成年後見関係事件申立件数表

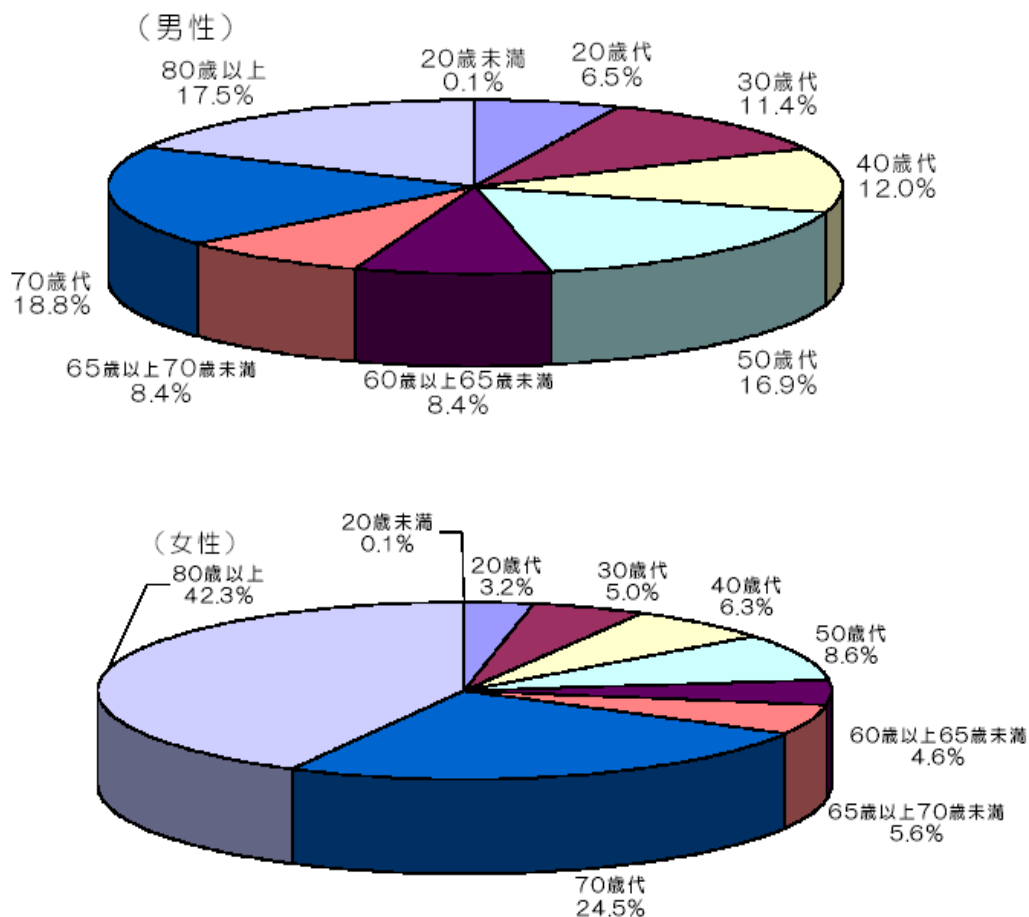


(注) 各年度の件数は、それぞれ当該年の4月から翌年3月までに申立てのあった件数である。

(2) 男女別・年齢別割合について

- ・ 男性では、70歳代が最も多く全体の約19%を占め、次いで80歳以上の約18%となっている。
- ・ 女性では、80歳以上が最も多く全体の約42%を占め、次いで70歳代の約25%となっている。
- ・ 65歳以上のものは、男性では全体の約45%を、女性では全体の約72%を占めている。

(資料5) 成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合



(注) 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終局したものを対象とした。